

平成 17 年 3 月 9 日

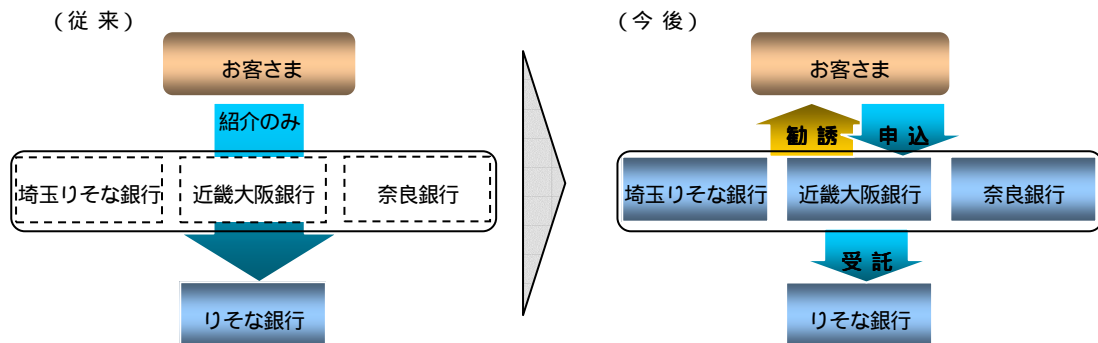
各 位

株式会社 りそな銀行
株式会社 埼玉りそな銀行
株式会社 近畿大阪銀行
株式会社 奈良銀行

信託代理店業務における相続関連業務の取扱開始について

りそなグループの埼玉りそな銀行（社長 利根 忠博）、近畿大阪銀行（社長 水田 廣行）および奈良銀行（社長 上林 義則）は、改正信託業法の施行に伴い、りそな銀行（社長 野村 正朗）との間で、相続関連業務における信託代理店契約を締結することとし、法定手続が完了次第、取扱を開始いたします。

埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行および奈良銀行は、遺言信託をはじめとする相続関連業務について、これまでもお客さまの同意を頂いた上で、信託業務を併営するりそな銀行にご紹介するという形で、お客さまのニーズにお応えしてまいりました。今後は、信託代理店契約の締結により、りそなグループ各社が遺言信託・遺産整理業務の取扱店として、お客さまへのご提案を含め、これまで以上に積極的に相続関連ニーズにお応えしてまいります。



1. 取扱業務

(1) 遺言信託業務

遺言についての事前のご相談、遺言書の作成、遺言書の保管、財産などの変動のご照会、遺言の執行までをお手伝いさせていただきます。

(2) 遺産整理業務

遺産の調査や収集、相続財産目録の作成や遺産分割協議書に基づく遺産分割手続の実施などをお手伝いさせていただきます。

2. 取扱開始予定日

平成 17 年 3 月 10 日（木）

3. 取扱店

埼玉りそな銀行	102ケ店（全店）
近畿大阪銀行	107ケ店（廃止予定2ケ店除く全店）
奈良銀行	16ケ店（全店）
合計	225ケ店

りそな銀行では、現在、295ケ店で遺言信託・遺産整理業務を取扱っており、今後は、りそなグループ全体の相続関連業務取扱店舗数は520ケ店となります。

以上